

長崎市告示第 4 7 6 号

長崎市高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、長崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 1 5 年長崎市告示第 3 9 1 号）第 2 条第 1 号に規定する高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）の受給中に児童が 2 0 歳に到達した場合も引き続き、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、予算の定めるところにより、当該資格に係る養成訓練の受講期間について、訓練促進給付金と同等の高等職業訓練促進継続給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援特別給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第 2 条 本事業の給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進継続給付金（以下「訓練促進継続給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援特別給付金（以下「修了支援特別給付金」という。）

(支給対象者)

第3条 訓練促進継続給付金及び修了支援特別給付金を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、ひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。))第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に20歳以上の子その他これに準ずる者(以下単に「子」という。)を扶養しているものをいう。)であって、養成機関(通信教育(養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等特にやむを得ない場合のものに限る。))を含む。以下同じ。)において修業を開始し、子が20歳に到達した日以後及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。))として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であって、子の20歳到達後も引き続き養成機関において修業し、子を扶養していること。ただし、修了支援特別給付金については、養成機関における就業を開始した日(以下「修業開始日」という。)時点において母子家庭の母又は父子家庭の父であること。
- (3) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。ただし、当該所得の算出においては、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しないものとし、児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準を超えた場合であっても、そ

の後1年間に限り、引き続き対象とする。

(4) 就職を容易にするために必要な資格として、市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、訓練促進給付金の受給時から引き続き同一の養成機関において6月以上のカリキュラムの修業により、対象資格の取得が見込まれる者であること。

(5) 就業又は育児を修業と両立させることが困難であると認められる者であること。

（対象資格）

第4条 対象資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) シスコシステムズ認定資格
- (13) LP I 認定資格
- (14) 前各号に掲げるものに準じ市長が別に定める資格

（支給期間等）

第5条 支給の対象となる期間及び支給の方法は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進継続給付金

ア 訓練促進継続給付金の支給期間は、第3条に規定する対象者の養成機関における修業を開始した日から修了日までの期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）から訓練促進給付金の支給期間を差し引いた期間を超えない期間とする。

イ 訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、看護師養成機関で修業する場合は、准看護師養成機関で修業する期間と看護師養成機関で修業する期間を通算して60月を超えない範囲とする。

ウ 訓練促進継続給付金は、第8条に規定する修業期間中の報告書の提出をもって、月を単位として支給するものとし、第7条の規定による支給申請のあった日の属する月から支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月までの各月ごとに支給するものとする。ただし、夏期休暇等の年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日までの間に1日も出席もなかった月がある場合は、当該月については支給しない。

エ 訓練促進継続給付金の支給は、毎月25日（その日が長崎市の休日定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項第1号又は第2号に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日の直前の休日でない日）に口座振替の方法により支払う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 修了支援特別給付金

ア 修了支援特別給付金の支給については、修了日以後に、申請に基

づき支給する。

イ アの規定にかかわらず、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、看護師養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の修了日以後に、申請に基づき支給する。

(支給額等)

第6条 給付金の支給額等は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進継続給付金

ア 訓練促進継続給付金の支給額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の扶養義務者（民法第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）で、当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が、訓練促進継続給付金の支給の請求をする月の属する年度（当該訓練促進継続給付金の支給の請求をする月が、4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者、母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村税の賦課期日において、同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）である場合 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が

12月未満であるときには、当該期間。以下同じ。)については、月額14万円)

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 月額7万5000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万5000円)

イ 訓練促進継続給付金は、対象者1人につき、1つの対象資格の取得に係る修業に限り支給するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(2) 修了支援特別給付金

ア 修了支援特別給付金の支給額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が、修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合 5万円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 2万5,000円

イ 修了支援特別給付金は、同一の者に対し、1回に限り支給するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(給付金支給の手続)

第7条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書(第1号様式。以下「支給申請書」という。)に次項に掲げる書類を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日以後に(訓練促進継続給付金にあっては、支給を受けようとする年度ごとに)提出しなければならない。

(1) 訓練促進継続給付金 訓練促進給付金の支給が終了した日の属する月の翌月の初日

(2) 修了支援特別給付金 修了日

2 支給申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 訓練促進継続給付金

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

イ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（第2号様式。以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(イ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び

数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 第6条第1項ア(7)に掲げる場合に該当する対象者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他当該対象者に該当することを証明する書類

エ 修業している養成機関の長が発行した在籍証明書類

(2) 修了支援特別給付金

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(イ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に

ついでに市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を包含。））

(ウ) 第6条第2項ア(7)に掲げる場合に該当する対象者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他当該対象者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）の状況を証明できるものに限る。）

(エ) 養成機関の長が発行した当該カリキュラムの修了証明書の写し
ウ 修了支援特別給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

3 市長は、支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定し、支給を適当と認めたときは、高等職業訓練促進継続給付金等支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による支給の可否の決定において、支給を不相当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（修業期間中の報告等）

第8条 訓練促進継続給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、市長に支給対象期間中の各月の出席の状況等について、翌月5日までに報告するとともに、定期的に修得単位証明書を提出しなければ

ばならない。この場合において、受給者は修了後に就職等に関する報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、支給要件に該当しなくなったときは、高等職業訓練促進継続給付金等受給資格喪失届（第4号様式）を、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税状況が変わったとき又は当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、高等職業訓練促進継続給付金等支給額要件変更届（第5号様式）を、それぞれ事由の生じた日から起算して14日以内に、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、訓練促進継続給付金の支給期間の上限を超えて修業を継続している者に対し、定期的に在籍、単位の修得、進級、修了、資格取得、就職等の状況がわかる書類の提出を求めるものとする。

（支給決定の取消）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (2) 支給要件に該当しなくなったとき。

- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 号イの規定は、令和 7 年度以前に修業を開始し、かつ、令和 8 年 4 月 1 日時点で修業中の者についても適用する。

（表 面）

高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者氏名

高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。

また、給付金の支給要件及び支給額等の判定に必要な課税に関する事項について、長崎市長が確認することに同意します。

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (生 歳)			
	〒 -)		電話 () -			
②住 所						
③個人番号						
④過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金）を受けたことが（ある・ない）					
⑤本給付金と同時に利用 する給付金・貸付金に ついて						
⑥養成機関 及び修業 内容につ いて	養成機関名					
	住 所					
	修 業 期 間	年 月 日	～	年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・ 歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格 ・LPI 認定資格・その他（)				
高等職業訓練促進給付金の受給時から引き続き修業する養成機関で ある ・ ない						
⑦受取口座	銀行	支店	普 通			

(裏面)

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について

(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

高等職業訓練促進継続給付金等事業に係る給付金の支給要件及び支給額等の判定に必要な課税に関する事項について、長崎市長が確認することに同意します。

1	氏名 (個人番号)		生年月日	
		個人番号	続柄	
	住所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
2	氏名 (個人番号)		生年月日	
		個人番号	続柄	
	住所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
3	氏名 (個人番号)		生年月日	
		個人番号	続柄	
	住所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
4	氏名 (個人番号)		生年月日	
		個人番号	続柄	
	住所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
(備考)				

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

（あて先）長崎市長

住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

高等職業訓練促進継続給付金等支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請のあった、高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金に係る支給については、下記のとおり決定したので、長崎市高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱第7条第3項の規定により通知する。

記

	支 給 の 内 容
受給者番号	第 号
支給金額 (高等職業訓練促進継続給付金)	月額 金 円
支給金額 (高等職業訓練修了支援特別給付金)	金 円
支給対象期間 (高等職業訓練促進継続給付金のみ)	年 月 日 から 年 月 日 まで

高等職業訓練促進継続給付金等支給額要件変更届

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者氏名

下記のとおり、高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金の支給額要件が変更しましたので、届け出ます。

① 受給者番号											
② 氏名											
③ 住所・電話番号											
④ 支給額要件が変更になった理由	イ 受給者に係る市町村民税の課税の状況が非課税から課税に変わったため										
	ロ 受給者に係る市町村民税の課税の状況が課税から非課税に変わったため										
	ハ 受給者と同一の世帯に属する者の課税の状況が非課税から課税に変わったため										
	ニ 受給者と同一の世帯に属する者の課税の状況が課税から非課税に変わったため										
	ホ 受給者と同一の世帯を構成する者に異動があったため										
	ヘ その他（ ）										
⑤ 理由が発生した日	年 月 日										
※扶養義務者が増えた場合について	高等職業訓練促進継続給付金等事業に係る給付金の支給要件及び支給額等の判定に必要な課税に関する事項について、長崎市長が確認することに同意します。										
	扶養義務者氏名					個人番号					
（備考）											